

特定教育・保育及び特定地域型保育の食事の提供に要する費用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第7条第1項により、同項第2号に規定する食事の提供（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「基準」という。）第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものに限る。）に要する費用の支払の免除（以下「副食費の支払の免除」という。）に関する事項を免除の対象となる教育・保育給付認定保護者に通知することについて、必要な事項を定める。

(免除の決定等)

第2条 市長は、副食費の支払の免除に関する事項を決定したときは、その旨を副食費の支払免除に関する決定通知書（第1号様式）により、副食費の支払の免除の取消に関する事項を決定したときは、その旨を副食費の支払免除の取消に関する決定通知書（第2号様式）により、教育・保育給付認定保護者に対し通知するものとする。

2 税の更生請求、修正申告、世帯状況の変更等があった場合、市長がその事実を確認した日の属する年度分の副食費の支払免除または支払免除の取消に関する決定に限り、遡って再決定するものとする。

3 子ども・子育て支援法施行規則第22条各号に定める事由が、年度の末日まで継続していた場合には、翌年度の事由の有無が確認できるようになるまで、その効力が継続するものとみなして副食費の支払免除または支払免除の取消に関する決定をし、確認できるようになり次第、速やかに再確認を行い、再決定を行う。

4 子ども・子育て支援法施行規則第22条第7号に定める、その他市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者は、船橋市教育委員会が認定する準要保護を受けている者とする。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

副食費の支払免除に関する決定通知書

副食費の支払について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
施 設	名 称	
	所 在 地	
免 除 事 由		
免 除 期 間		

この処分とは別に施設ごとに主食費等食事の提供に関して別途実費負担金が生じる場合があります。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第2号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

副食費の支払免除の取消に関する決定通知書

副食費の支払について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
施 設	名 称	
	所 在 地	
解 除 事 由		
免 除 適 用 終 了 日		

この処分とは別に施設ごとに主食費等食事の提供に関して別途実費負担金が生じる場合があります。

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。